

第十回 参議院運輸委員会会議録第二十五号

昭和二十六年五月二十六日(土曜日)
午後三時三十一分開会

- 小本線延長工事促進に関する請願 (第一六八八号)
- 掛川町、御前崎村間鉄道敷設に関する請願 (第一七三七号)
- 宮崎、小林両市間鉄道敷設促進に関する請願 (第一七八四号)
- 志布志線鉄道延長に関する請願 (第一七八五号)
- 日ノ影、高森両駅間鉄道敷設促進に関する請願 (第一七八四号)
- 日向長井、三重町両駅間鉄道敷設促進に関する請願 (第一七八六号)
- 荒海駅、瀧の原間鉄道敷設促進に関する請願 (第一九八九号)
- 横須賀線を三崎町まで延長の請願 (第二一七号)
- 宇野、高松間貨車航送力増強に関する請願 (第一三五〇号)
- 宇野、高松間貨物航送力増強に関する請願 (第一九六三号)
- 宇野、高松間貨車航送力増強に関する請願 (第一九六四号)
- 桜島火山観測所設置に関する請願 (第一六六八号)
- 機帆船燃料油の増配等に関する陳情 (第三三三号)
- 日本海水域の機雷に関する陳情 (第三三四号)
- 長崎県における離島航路改善の陳情 (第三三九号)
- 船川特定港存続に関する陳情 (第三九一号)
- 日本海中部外二基地に海上保安庁救命艇基地設置の陳情 (第四一四号)
- 日本国有鉄道法中一部改正に関する請願 (第九九九号)
- 列車内に放送設備設置の請願 (第一九三八号)
- 貨車新造に関する陳情 (第三一四号)
- 貨車の増備に関する陳情 (第四二一九号)
- 宮城県金山、角田両町間の国営バス路線を亘理町に延長するの請願 (第一四〇七号)
- 白河、仙台両駅間鉄道電化促進に関する請願 (第一六〇四号)
- 東北線鉄道電化促進に関する請願 (第一六七九号)
- 明石、相生両駅間鉄道電化促進に関する陳情 (第三五五号)
- 横須賀改修工事施行に関する請願 (第一六四二号)
- 鉄道改良計画実施促進に関する請願 (第一六六八号)
- 機雷設置に関する請願 (第二〇一五号)
- 岩宿、国定両駅間にディーゼル動車停留所設置の請願 (第一三九〇号)
- 六日町、五日町両駅間に停車駅新設の請願 (第一五八一号)
- 浜田港に駅新設の請願 (第一七一九号)
- 浜田港に駅新設の陳情 (第三五〇号)
- 日本港建設費地元負担額軽減に関する陳情 (第四二三号)
- 伊集院、上伊集院両駅間に簡易停車場設置の請願 (第一九三四号)
- 日本国有鉄道法中一部改正に関する請願 (第一九九九号)
- 日本国有鉄道法中一部改正に関する陳情 (第一〇九号)
- 日本国有鉄道法第二十六条改正に関する陳情 (第一三六〇号)
- 電気保安法案中一部修正に関する請願 (第一三七七号)
- 港湾法中一部改正に関する請願 (第一七六四号)
- 浮遊機雷に対する災害補償法制定の陳情 (第三〇九号)
- 委員長(植竹春彦君) 只今より運輸委員会を開会いたします。
- 先づ日本国有鉄道法の一部を改正する法律案を議題に供します。前回に引続いて質問を続行いたします。
- 菊川孝夫君 この前もお尋ねいたしましたのでございますが、実は提案理由の中に、必ずしも所期の目的を達成するものとは考えられないであります。やはり監理委員会が今までその職責を十分に行なつておつたかどうかと、こういう字句がありますので、そういうことを十分に考えなければならぬと思うのであります。と申しますのは、やはり監理委員会が今までその職責を十分に行なつておつたかどうかと、いうふうな自信を持つてやつて来たと思うのであります。ところが今回の御提案によりますと、それが十分目的を達成していないということになります

(六九五)

まして、こうした、必ずしも所期の目的を達しているものとは考えられない、というような根拠につきまして、いやしくも国会議員といたしまして、そういう結論をお出しになるには、相手でお出しになつたと、又そなればならんと思いますので、一応具体的にどういう点が悪かつたのであるか、当な私は具体的な根拠等をお持ちの上でお出しになつたと、又そなればならんと思いますので、一応具体的にどういう点においてこの法律に定められたる職責を十分果得なかつたのであるかと、いうような点について御調査になつておる点がございましたら、一つこの結論をお出しになる前提として、御調査になつておると思いまして、御調査になつておると思いまして、一つお知らせを願いたいと思います。

○菊川孝夫君 この前もお尋ねいたしましたのでございますが、実は提案理由の中に、必ずしも所期の目的を達成するものとは考えられないであります。やはり監理委員会が今までその職責を十分に行なつておつたかどうかと、いうふうな自信を持つてやつて来たところが、近い機会に修正いたしましたが、立法当局から監理委員会の性格及び国鉄裁判、或いは政府、国会等との関係について、非常に疑問の点がありまして、いろいろと又修正意見等もあつたのです。

○衆議院議員(前田正男君) この問題は過日もお話をいたしましたが、立法当局から監理委員会の性格及び国鉄裁判、或いは政府、国会等との関係について、非常に疑問の点がありまして、いろいろと又修正意見等もあつたのですが、討論においても明瞭の通り、いずれは近い機会に修正いたしましたが、監理委員会が今までその職責を十分に行なつておつたかどうかと、いうふうな自信を持つてやつて来たところが、近い機会に修正いたしましたが、監理委員会のメンバーは、監理委員会としては最善の努力をやつて來た、彼らはそう考えておる、監理委員会のメンバーはそうつたのでござります。併しながらその後この不明瞭であるという点は何ら解決いたしておりませんのでございまして、先づ第一に、運輸大臣自身が中二階的な存在であるといふようなことを申しております。又国鉄総裁自身に、この問題につきましていろいろと、法律に背いておつたということになりますと、法律に書いてありますように、そこから考えます通り、監理委員会のためにいろい

ると自分の決心をするときに参考になつたこと、或いはいろ／＼なことを申しておりました。何か、いろいろなことを申しておりましたけれども、何ら干涉を受けたことはないといふことを言つておるのではありませんが、この法律によりますと、日本国有鉄道法の業務運営と指導統制する権限と責任を有する以上は、日常に亘つていろ／＼と指導すべき責任を持つております。又監理委員会自身は当然指導の権限と責任を持つている以上は、国会に対しましても自然種々報告をいたしまして、又この席上からいろ／＼と国会にも出て参りまして、実際問題といたしましてやらなければならぬし、又報告も出されなければならぬわけであります。我が自身が又国鉄のとき呼ぶ場合には、誰を呼ぶかとくと大抵総裁を呼んで話を聞くといふなどでございまして、全然先づ立法当時からの不備のままが現在まで続いておるということはおわかりの通りであります。

又監理委員会の様子につきましては、私前回も申しました通り、調べておるのあります。それも今年の一月になりましてから漸くいろ／＼な、審議機関と、審議をするものと、諸問を受けるものと分けたようなことでありまして、やつと審議の材料等も整え常から十分に指導しなければならないところの責任がありながらやつていな、こうしたことでござります。併しこれは監理委員会の責めに歸すべき問題でないと思つておるのであります

て、我々立法するときから疑問がありました通り、監理委員といふものがこれまでの権限と責任を持つ以上は、当然これに相当の報酬を与えまして、そして常勤として兼職を禁止するといふような建前で行かなければ、本当の監理委員としての資格がないのであります。そこで私たちはこの監理委員会の性格の不明確のままであるといふ点から、その実績を見まして、今までのところ一向に明瞭になつておりませんから、この点を見ましてこの際法文上の不備を訂正するということが立法府の責任であるという建前で、実は立案した次第であります。

○菊川幸夫君 私考えますのに、成るほど国鉄の運営方式といふものが、現在のままで以てよいといふうに断定するのはむずかしいだらうと思います。何らかのこれは改正をしなければならないことがあります。我が國鉄の運営方式といふが、併し定するには必ずしも監理委員会を設けて見ようぢやなくてはなりません。それで、今度は改定をしなければならないことは思いますが、併しあまり単に立法府におきまして、そのときには立派な意見で、今度は廢止をする。そうして総裁の監督権を大幅に運輸大臣が持つて見たけれどもよくなかったといつて、全然先づ立法当時からの不備のままが現在まで続いているということはおわかりの通りであります。

又監理委員会の様子につきましては、私は相当な資料と、それから今までの経過、実績等を調査した上で改定案を出したときに、やはりこれは改定をしなければならないことは思いますが、併しあまり単に立法府におきまして、そのときには立派な意見で、今度は廢止をする。そうして総裁の監督権を大幅に運輸大臣が持つて見たけれどもよくなかったといつて、全然先づ立法当時からの不備のままが現在まで続いているということはおわかりの通りであります。

○衆議院議員(前田正男君) これは先ほど申しました通り、私たちも立法府の者でございますので、朝令暮改的なことはやりたくないのですが、この立法当時の経過を見て頂きましたのであります。と申しますのは、あくまでも正式に修正意見を出されたこともあります。特に監理委員会に對しましては、監理委員会がこのように一応権限を強化いたしますすると、非常に国鉄がよくなることがあります。しかし、併して困難だと思うのであります。運輸大臣がこのように一応権限を強化いたしますすると、非常に国鉄がよくなることがあります。特に監理委員会に對しましては、監理委員会がこのように一応権限を強化いたしますと、非常に国鉄がよくなることがあります。しかし、併して困難だと思うのであります。運輸大臣がこのように一応権限を強化いたしますと、非常に国鉄がよくなることがあります。特に監理委員会に對しましては、監理委員会がこのように一応権限を強化いたしますと、非常に国鉄がよくなることがあります。しかし、併して困難だと思うのであります。

○衆議院議員(前田正男君) これは先ほど申しました通り、私たちも立法府の者でございますので、朝令暮改的なことはやりたくないのですが、この立法当時の経過を見て頂きましたのであります。と申しますのは、あくまでも正式に修正意見を出されたこともあります。特に監理委員会に對しましては、監理委員会がこのように一応権限を強化いたしますと、非常に国鉄がよくなることがあります。しかし、併して困難だと思うのであります。

○衆議院議員(前田正男君) これは先ほど申しました通り、私たちも立法府の者でございますので、朝令暮改的なことはやりたくないのですが、この立法当時の経過を見て頂きましたのであります。と申しますのは、あくまでも正式に修正意見を出されたこともあります。特に監理委員会に對しましては、監理委員会がこのように一応権限を強化いたしますと、非常に国鉄がよくなることがあります。しかし、併して困難だと思うのであります。

○衆議院議員(前田正男君) これは先ほど申しました通り、私たちも立法府の者でございますので、朝令暮改的なことはやりたくないのですが、この立法当時の経過を見て頂きましたのであります。と申しますのは、あくまでも正式に修正意見を出されたこともあります。特に監理委員会に對しましては、監理委員会がこのように一応権限を強化いたしますと、非常に国鉄がよくなることがあります。しかし、併して困難だと思うのであります。

○衆議院議員(前田正男君) これは先ほど申しました通り、私たちも立法府の者でございますので、朝令暮改的なことはやりたくないのですが、この立法当時の経過を見て頂きましたのであります。と申しますのは、あくまでも正式に修正意見を出されたこともあります。特に監理委員会に對しましては、監理委員会がこのように一応権限を強化いたしますと、非常に国鉄がよくなることがあります。しかし、併して困難だと思うのであります。

きましては、どちらかの方向に持つて行かなければならぬということになりましたが、私たちのいろいろと質問いたしましたところにおきましては、折角国有鉄道といふものは民間の企業体形式に一步近付いたという態勢であると思うであります。又我が国の民情から行きますると、現在までの民間企業体に近い態勢に一步をと、この公共企業体としては従来の我が国の民間企業体に近い態勢に一步を更に前進させるということが却つて能率を上げ、合理化される、そうして独立採算制を全うすべきものじゃないかというようなことから、極力、成るべく私鉄の經營並に近い方法にいたしまして、ただ比較的にしましていろいろの大蔵の権限がありますから、或いは任免そいつたようなことは、日本における他の公共企業体及びそれに準するというふうなところから、政府出資の銀行等に大体準じました範囲において、極力民間の企業体に近いほうに一歩進めるという態勢で実はこういう方向に進んだのであります。併しアメリカのTVAの思想のように一步……これを監理委員会というものをもつと強力なものにして行こうというような行き方も一つの行き方だと思ひます。が、私たちはこの機会に折角改正するならば、更に日本の旧來の民間企業体に近い方向に一歩進めて行くようになります。たらどうかと、う方向で改正したよな次第でござります。

○菊川孝夫君 今提案者の御説明によりますると、第一に専売公社の例をとつてるのであります。専売公社とは、その仕事の規模におきまして、国鉄の規模とは大分比較にならんと思ひます。従いまして、例えればこれはまあ極端な例でありまするが、一例を挙げて見ますと、地方議会の議員と職員の兼職につきましても、実は私たち衆議院のかたぐへにお話申上げましたときにも、これはもう専売と国鉄とは比較にならんのであるから、これは当然職員の地方議員兼職についても差が設けられるのは当然だという御発言もございました。そのほかすべて監理委員会を國鐵が持つておつて専売ではないとおっしゃいまするが、専売の組織といふものは極めて簡単でありますて、國鉄のような複雑なものは私はないと思うのであります。運輸大臣が仮に國鐵に対する監督権を強化いたしまして、これに目を注ぐといひましたとしても、なかへ、運輸大臣は現在の運輸省一つだけを指導監督をうまくやつて行くことも困難だという、実はそういうふうにも現われてゐる。その確かに証拠を申上げますと、あの人の一番監督権の届くところの海上保安庁におきまして、皆さん新聞で御承知のよろあるああいう事実が出でているのであります。ましてやその上にまだ国鉄も

おもなよろなところもござりますけれども、私から見ますると専売公社は規模も小さいし、どちらかといふと更に一步民間態勢に近づけてもいいというふうに思われる所でさへ、監理委員会はないでござります。そういうふうにお話のよろな
るの他も起つて来るのじやないかと思うのでござります。そこでこの国鉄を代表し、そして監理するところの権限を持つ人が当然責任を持つのが本業であります。監理委員会といふものなしで運営しているのでござりますから、どちらかといふと規模の大きい、そしてもう少し公共企業体としてはやはり中に入を置かなければならない所においては、更に私は廢止すべきぢやないかと思ひます。ましてやその上にまだ国鉄もあらへ、この監理委員会の強化といふはなるのじやないかと思ひます。それよりもむしろ監理委員会が悪いとするなります。ましてやその上にまだ国鉄も馬腹に及ばない鞭を持つということになると、一つ構想を持つて行つて見るほうが多いのじやないか。なぜかと申しますと、海上保安庁のある事実にいたしましても、これはもう底なし、だといひます。従つてあれ一つさえも十分監督

されなければならないものと考へ得るのでござります。なお今監督権限に及んで、運輸大臣として監督権限が及ばないのじやないかというお話を御尤もでござりますが、私はそれありますから、特

うな練達な運輸大臣が、而も清廉潔白を語られた、我々としても本当に尊敬すべき人物が運輸大臣となつても、運輸省の機構だけを十分に發揮さすのに困難だという日本の実情であります。ましてや國鉄も一つこれから見て行こうといふことになると、より困難だと言わざるを得ないと思うのであります。こういふ点も考える必要があるのじやないかと思うのでござりますが、提案者のほうでどうお考へか、この点についても一つお答え願いたいと思います。

○衆議院議員(前田正男君) 説明御尤もなよろなところもござりますけれども、私から見ますると専売公社は規模も小さいし、どちらかといふと更に一步民間態勢に近づけてもいいというふうに思われる所でさへ、監理委員会はないでござります。そういうふうにお話のよろな他の他も起つて来るのじやないかと思うのでござります。そこでこの国鉄を代表し、そして監理するところの権限を持つ人が当然責任を持つのが本業であります。監理委員会といふものなしで運営しているのでござりますから、どちらかといふと規模の大きい、そしてもう少し公共企業体としてはやはり中に入を置かなければならない所においては、更に私は廢止すべきぢやないかと思ひます。ましてやその上にまだ国鉄もあらへ、この監理委員会の強化といふはなるのじやないかと思ひます。それよりもむしろ監理委員会が悪いとするなります。ましてやその上にまだ国鉄も馬腹に及ばない鞭を持つということになると、一つ構想を持つて行つて見るほうが多いのじやないか。なぜかと申しますと、海上保安庁のある事実にいたしましても、これはもう底なし、だといひます。従つてあれ一つさえも十分監督されなければならないものと考へ得るのでござります。なお今監督権限に及んで、運輸大臣として監督権限が及ばないのじやないかというお話を御尤もでござりますが、私はそれありますから、特

に今回は機構を改革、是正いたしました。こういう監理委員会がおりまして、これは非常勤務でありますから、監督はできません。結局併し今のところでは、総裁が法文上から行きますと監理委員会の特別委員で監理委員会が責任を負えぱいいといふよろな、こういふあいまいなことになつておりますので、いろいろな問題において責任が不明確であります。こういふよろなことでは、今のお話のよろな不祥事件その他も起つて来るのじやないかと思うのでござります。そこでこの国鉄を代表し、そして監理するところの権限を持つ人が当然責任を持つのが本業であります。監理委員会といふものなしで運営しているのでござりますから、どちらかといふと規模の大きい、そしてもう少し公共企業体としてはやはり中に入を置かなければならない所においては、更に私は廢止すべきぢやないかと思ひます。ましてやその上にまだ国鉄もあらへ、この監理委員会の強化といふはなるのじやないかと思ひます。それよりもむしろ監理委員会が悪いとするなります。ましてやその上にまだ国鉄も馬腹に及ばない鞭を持つということになると、一つ構想を持つて行つて見るほうが多いのじやないか。なぜかと申しますと、海上保安庁のある事実にいたしましても、これはもう底なし、だといひます。従つてあれ一つさえも十分監督されなければならないものと考へ得るのでござります。なお今監督権限に及んで、運輸大臣として監督権限が及ばないのじやないかといふお話を御尤もでござりますが、私はそれありますから、特

政党政治になる。これはもう今更申上げるまでもないことでありまして、提案者のほうでも十分御了解のことだと思います。従つてこの政党が政権を担当した場合に、直ちにあらゆる機関の長、或いは指導権といふものをその手に掌握しようとするのは、これは又どこの国でも、どの政党の歴史を見ましても、当然なことであります。日本でも何回かそういう歴史は繰返されておりまして、アメリカにおいてもそのことはやられることがあります。まだアメリカのほうが政党政治の運営において大分長い豊富な経験を持つておられますので、その弊害は少いのであります。次第に例えは共和党的連中でも事務官はまだ成長過程にあります。日本はまだ成長過程にあります。日本はまだ成長過程にあります。日本はまだ成長過程にあります。

と申しますか、長い間本当の政党政治といふものは実際にはなされないなかつたのであります。旧憲法時代には何と言つても国民の一番大事な権利である、又一番大事な問題である交戦権、これは皆軍部が握つております。戰争をやるからなどといふことによると申しますが、政党は皆軍部で握つております。どうなつて参りましても、政党は、成るべく政党の争いからこれが深入りするようなことのないよう防ぐという面も考えておかなければならんと思うのです。で、このように改正いたしますると、今は自由党であります。いつももそう十年も続くといふようなことはないと思うのであります。いつもそう十年も続くといふようなことはないと思うのであります。つまります。

さて、民主党なり、社会党なりが政権を担当したときには、これは当然国監理に目を付けて、すぐこれで行きます。するとえ得ることになるが、監理委員会という緩衝地帯がありますと、そう簡単にええることができないといふことになることは御承知の通りあります。従つて成るべくこの政党の争いがこういう大きな企業体に及ばないようにしておくといふことも、私は大丈夫にしておくといふこともあります。今回も機構改革をめぐりまして、一部にはこういふ噂まで飛んでいるわけであります。監理局の設置を運動したが、この監理委員会といふ緩衝地帯があつて思ふます。従つてそれを思ふように一つするようにするためには、先づ監理が自由に動けるような方法にせなければならぬという意見も大方あるというふうに聞いておりますが、それと一つ関連があるかどうか。この機構改革につきましては、実は昨年本院におきましても問題になつたときに、我々といつたましましては、国会としてもそんなに再建日本の憲法におきましては、民主主義を唱え、議会政治を確立して行く以上は勿論政党政治というものが行われるということは、これは我々国会議員としまして当然認識しておるのであります。併しながら幾ら政党政治が行わざましても、私は一体大臣とか内閣に並び得るようななたは相当良識ある行動をとられ、又少くとも国会議員のかたはものによりましては、勿論政党の争いもありますけれども、主義主張の争いもありますけれども、併しものによりましてはお互いに国会議員として良識ある行動をすると思います。私は決議案まで出しましたのであります。が、実はそのときは少數で否決になつたような事情もありますが、そのときの理由もありますけれども、併しものによって良識ある行動をすると思います。私はこの國鐵といふような、國家の大事件に對しますところの及ぼす範囲は、今回の改正によりますと、前と違ひます。従つて非常に少い範囲になつて参りますが、役員の任免とかその他のおき

して、民主党なり、社会党なりが政権を担当したときには、これは当然国監理に目を付けて、すぐこれで行きます。するとえ得ることになるが、監理委員会といふ緩衝地帯がありますと、そう簡単にええることができないといふことになることは御承知の通りあります。従つて成るべくこの政党の争いがこういう大きな企業体に及ばないようにしておくといふことも、私は大丈夫にしておくといふこともあります。今回も機構改革をめぐりまして、一部にはこういふ噂まで飛んでいるわけであります。監理局の設置を運動したが、この監理委員会といふ緩衝地帯があつて思ふます。従つてそれを思ふように一つするようにするためには、先づ監理が自由に動けるような方法にせなければならぬという意見も大方あるといふふうに聞いておりますが、それと一つ関連があるかどうか。この機構改革につきましては、実は昨年本院におきましても問題になつたときに、我々といつたましましては、国会としてもそんなに再建日本の憲法におきましては、民主主義を唱え、議会政治を確立して行く以上は勿論政党政治というものが行われるということは、これは我々国会議員としまして当然認識しておるのであります。併しながら幾ら政党政治が行わざまでも、私は一体大臣とか内閣に並び得るようななたは相当良識ある行動をとられ、又少くとも国会議員のかたはものによりましては、勿論政党の争いもありますけれども、主義主張の争いもありますけれども、併しものによりましてはお互いに国会議員として良識ある行動をすると思います。私はこの國鐵といふような、國家の大事件に對しますところの及ぼす範囲は、今回の改正によりますと、前と違ひます。従つて非常に少い範囲になつて参りますが、役員の任免とかその他のおき

まで立入るということは、今までの公企事業体の精神からいつて実は面白くないから、立入るのはやめよ。じやないかといふふうな反対理由が多かつたようあります。それですから、今回も機構改革をめぐりまして、少くともおののの争いという大きな企業体に及ばないようにしておくといふことも、私は大丈夫にしておくといふこともあります。今回も機構改革をめぐりまして、一部にはこういふ噂まで飛んでいるわけであります。監理局の設置を運動したが、この監理委員会といふ緩衝地帯があつて思ふます。従つてそれを思ふように一つするようにするためには、先づ監理が自由に動けるような方法にせなければならぬという意見も大方あるといふふうに聞いておりますが、それと一つ関連があるかどうか。この機構改革につきましては、実は昨年本院におきましても問題になつたときに、我々といつたましましては、国会としてもそんなに再建日本の憲法におきましては、民主主義を唱え、議会政治を確立して行く以上は勿論政党政治というものが行われるということは、これは我々国会議員としまして当然認識しておるのであります。併しながら幾ら政党政治が行わざまでも、私は一体大臣とか内閣に並び得るようななたは相当良識ある行動をとられ、又少くとも国会議員のかたはものによりましては、勿論政党の争いもありますけれども、主義主張の争いもありますけれども、併しものによりましてはお互いに国会議員として良識ある行動をすると思います。私はこの國鐵といふような、國家の大事件に對しますところの及ぼす範囲は、今回の改正によりますと、前と違ひます。従つて非常に少い範囲になつて参りますが、役員の任免とかその他のおき

まで立入るということは、今までの公企事業体の精神からいつて実は面白くないから、立入るのはやめよ。じやないかといふふうな反対理由が多かつたようあります。それですから、今回も機構改革をめぐりまして、少くともおののの争いという大きな企業体に及ばないようにしておくといふことも、私は大丈夫にしておくといふこともあります。今回も機構改革をめぐりまして、一部にはこういふ噂まで飛んでいるわけであります。監理局の設置を運動したが、この監理委員会といふ緩衝地帯があつて思ふます。従つてそれを思ふように一つするようにするためには、先づ監理が自由に動けるような方法にせなければならぬという意見も大方あるといふふうに聞いておりますが、それと一つ関連があるかどうか。この機構改革につきましては、実は昨年本院におきましても問題になつたときに、我々といつたましましては、国会としてもそんなに再建日本の憲法におきましては、民主主義を唱え、議会政治を確立して行く以上は勿論政党政治というものが行われるということは、これは我々国会議員としまして当然認識しておるのであります。併しながら幾ら政党政治が行わざまでも、私は一体大臣とか内閣に並び得るようななたは相当良識ある行動をとられ、又少くとも国会議員のかたはものによりましては、勿論政党の争いもありますけれども、主義主張の争いもありますけれども、併しものによりましてはお互いに国会議員として良識ある行動をすると思います。私はこの國鐵といふような、國家の大事件に對しますところの及ぼす範囲は、今回の改正によりますと、前と違ひます。従つて非常に少い範囲になつて参りますが、役員の任免とかその他のおき

まで立入るということは、今までの公企事業体の精神からいつて実は面白くないから、立入るのはやめよ。じやないかといふふうな反対理由が多かつたようあります。それですから、今回も機構改革をめぐりまして、少くともおののの争いという大きな企業体に及ばないようにしておくといふことも、私は大丈夫にしておくといふこともあります。今回も機構改革をめぐりまして、一部にはこういふ噂まで飛んでいるわけであります。監理局の設置を運動したが、この監理委員会といふ緩衝地帯があつて思ふます。従つてそれを思ふように一つするようにするためには、先づ監理が自由に動けるような方法にせなければならぬという意見も大方あるといふふうに聞いておりますが、それと一つ関連があるかどうか。この機構改革につきましては、実は昨年本院におきましても問題になつたときに、我々といつたましましては、国会としてもそんなに再建日本の憲法におきましては、民主主義を唱え、議会政治を確立して行く以上は勿論政党政治というものが行われるということは、これは我々国会議員としまして当然認識しておるのであります。併しながら幾ら政党政治が行わざまでも、私は一体大臣とか内閣に並び得るようななたは相当良識ある行動をとられ、又少くとも国会議員のかたはものによりましては、勿論政党の争いもありますけれども、主義主張の争いもありますけれども、併しものによりましてはお互いに国会議員として良識ある行動をすると思います。私はこの國鐵といふような、國家の大事件に對しますところの及ぼす範囲は、今回の改正によりますと、前と違ひます。従つて非常に少い範囲になつて参りますが、役員の任免とかその他のおき

やるというようなことになつて御覧下さい、これは大変なことだと思ふのであります。そういう点、この第一項については如何に調整しようお考えになつておるか一つお伺いしたいと思ふのであります。

○衆議院議員(前田正男君) 私は総裁と副総裁が内閣から両方で任命されまして意見が食い違うというようなことは先づないものと期待してゐるのであります。が、併し最悪の場合そういうことがあり得るのぢやないか、或いは又理事は、運輸大臣の認可を受けて総裁が任命するということになつておりますが、総裁が任命するにいたしましても、運輸大臣の認可がなければ任命できないということになりますと、運輸大臣が、総裁の意思通りには理事が任命できない、その間にうまくないことあるのぢやないか、こういうふうなことはいろいろと連関して申上げられることであります。が、先づそういうことは私はないものと考えております。

併しながら私は飽くまでこういう法律を作るときに役員の任命、即ちこの国鉄を代表する総裁、又場合によりましては総裁に代つて代表する副総裁、或いは総裁の権限におきまして一部国鉄を代表するところの理事、これは少くとも私は国有鉄道を代表するところの重要な役員でございますから、この人たちにつきましては、少くとも一般商法の、一般民間の株式会社と同じように、この代表されるところの、重役であるところの役員の任命の最後の決定権といふものは、少くとも株主総会、或いは又株主代表であるところの国会によって最終的な意思決定はされ

るべきものであるとこりうるうに考えます。が、併し勿論この運用に当りましては、極力総裁の意向を汲んで副総裁その他理事を任命して行きまして、そういうふうなことは行れないようになります。併し勿論この運用に当りましては、極力総裁の意向を汲んで副総裁その他理事を任命して行きまして、そういうふうなことは行れないようになります。併し勿論この運用に当りましては、それは、極力総裁の意向を汲んで副総裁その他理事を任命して行きまして、そういうふうなことは行れないようになります。併し勿論この運用に当りましては、それは、極力総裁の意向を汲んで副総裁その他理事を任命して行きまして、そういうふうなことは行かないようになります。

○菊川孝夫君 実はそういう御期待をお持ちになつておることを、我々も又それを期待いたしておるのですが、実情はやはりなかくそ�行かないのですが、実情はして、国鉄の内部におきましても今度の桜木町事件をめぐつて、あれはまあ新聞記事であるから私はそれをその通りにそのまま真正面から受取つてはおりませんけれども、今日までまあ車両の改善その他においても、いろいろ内部的なうまく行かない点があるのだと聞いております。併しこれは決してそのままを受取りません。併し私は実は内部においては、なかなか立派な工合に行かんと思うのであります。併しこれは決してそのままを受

取りません。併し私が実は内部においては、なかなか立派な工合に行かない点があるのだと聞いております。併しこれは決してそのままを受取りませんけれども、今日までまあ車両の改善その他においても、いろいろ内部的なうまく行かない点があるのだと聞いております。併しこれは決してそのままを受取りませんけれども、今日までまあ車両の改善その他においても、いろいろ内部的なうまく行かない点があるのだと聞いております。併しこれは決してそのままを受取りませんけれども、今日までまあ車両の改善その他においても、いろいろ内部的なうまく行かない点があるのだと聞いております。併しこれは決してそのままを受取りませんけれども、今日までまあ車両の改善その他においても、いろいろ内部的なうまく行かない点があるのだと聞いております。併しこれは決してそのままを受取りませんけれども、今日までまあ車両の改善その他においても、いろいろ内部的なうまく行かない点があるのだと聞いております。併しこれは決してそのままを受

るべきものであるとこりうるうに考えます。が、併し勿論この運用に当りましては、極力総裁の意向を汲んで副総裁その他理事を任命して行きまして、そういうふうなことは行かないようになります。

○菊川孝夫君 実はそういう御期待をお持ちになつておることを、我々も又それを期待いたしておるのですが、実情はやはりなかくそに行かないのですが、実情はして、国鉄の内部におきましても今度の桜木町事件をめぐつて、あれはまあ新聞記事であるから私はそれをその通りにそのまま真正面から受取つてはおりませんけれども、今日までまあ車両の改善その他においても、いろいろ内部的なうまく行かない点があるのだと聞いております。併しこれは決してそのままを受

取りません。併し私が実は内部においては、なかなか立派な工合に行かんと思うのであります。併しこれは決してそのままを受取りませんけれども、今日までまあ車両の改善その他においても、いろいろ内部的なうまく行かない点があるのだと聞いております。併しこれは決してそのままを受取りませんけれども、今日までまあ車両の改善その他においても、いろいろ内部的なうまく行かない点があるのだと聞いております。併しこれは決してそのままを受取りませんけれども、今日までまあ車両の改善その他においても、いろいろ内部的なうまく行かない点があるのだと聞いております。併しこれは決してそのままを受取りませんけれども、今日までまあ車両の改善その他においても、いろいろ内部的なうまく行かない点があるのだと聞いております。併しこれは決してそのままを受

取りません。併し私が実は内部においては、なかなか立派な工合に行かんと思うのであります。併しこれは決してそのままを受取りませんけれども、今日までまあ車両の改善その他においても、いろいろ内部的なうまく行かない点があるのだと聞いております。併しこれは決してそのままを受取りませんけれども、今日までまあ車両の改善その他においても、いろいろ内部的なうまく行かない点があるのだと聞いております。併しこれは決してそのままを受

取りません。併し私が実は内部においては、なかなか立派な工合に行かんと思うのであります。併しこれは決してそのままを受取りませんけれども、今日までまあ車両の改善その他においても、いろいろ内部的なうまく行かない点があるのだと聞いております。併しこれは決してそのままを受取りませんけれども、今日までまあ車両の改善その他においても、いろいろ内部的なうまく行かない点があるのだと聞いております。併しこれは決してそのままを受

取りません。併し私が実は内部においては、なかなか立派な工合に行かんと思うのであります。併しこれは決してそのままを受取りませんけれども、今日までまあ車両の改善その他においても、いろいろ内部的なうまく行かない点があるのだと聞いております。併しこれは決してそのままを受

取りません。併し私が実は内部においては、なかなか立派な工合に行かんと思うのであります。併しこれは決してそのままを受取りませんけれども、今日までまあ車両の改善その他においても、いろいろ内部的なうまく行かない点があるのだと聞いております。併しこれは決してそのままを受

取りません。併し私が実は内部においては、なかなか立派な工合に行かんと思うのであります。併しこれは決してそのままを受

した場合には、これは何ら心配はないのですが、改訂して見たがうまく行かん、又今度は次のやり方を変えるのだというので、それこそ機構いじりといいますか、法則いじりだけを繰返しているというような結果になつたならば、立法院として誠に責任上私は重大な問題だと思います。それからお従事員側からも私は一つ証人として呼びまして、今日までの監理委員会がうまく行つておらなかつたかどうか。直接仕事をやつておつた連中の代表者も、「呼んでその証言を求めて、そして慎重に考えた上で態度を決定するのは、なぜかと申しますと、一旦変えしまつたやつを又すぐ変えるということもなか／＼できない、そうしてそういう軽率な考え方をすることは、ただ条文から見ますと単にこれは僅かな条文でありまして大したことではないのですが、これは条文に現われたものよりも、その内部の動き方であり、運営が一番大事だと思うのであります。そういう意味からいたしまして私はこういつた連中を証人として本委員会に出頭を求めまして、そうして十分いろいろ／＼の角度から検討して態度を決定するのが参議院としてとらなければならん態度ではなかろうか、さよう考えまして、質問を打切りまして討論に入るに先立ちまして、これらの証人の喚問をせられることの動議を提出する次第であります。

○鈴木清一君 今委員長が言われまし

たこの問題をいま少し論議をこのまま続けて、問題にして論議して上げるというような考えのようでありますけれども、そういうおつもりであったのありますか。

○委員長(植竹春彦君) これは普通の法案と同じような方法を以て審議を願いたいと思いますので、従いまして只おなじみの如き御希望がありまして、おなじみの如き御希望がありますればこれを皆さんにお語りいたしまして議事を進めて参りたいと思ひます。何分にも会期が切迫しておりますし、他に重要な法案がたくさんありますので、従いまして只おなじみの如き御希望がござりまする今日でありますから、それを御含みの上、この議事進行の方法についてこれからお語りいたしたいと思ひます。それで若し鈴木委員におかれまして御異議がなければ、これからも「呼んでその証言を求めて、そして慎重に考えた上で態度を決定するのは、なぜかと申しますが、如何ですか。

○鈴木清一君 私はまだそれまで問題は……それ以上に質問して行くことが多分にあるわけです。先ほど委員長からも質問の要請をちよつと聞かれたようあります。なぜ監理委員会をどうしても廃止しなければならない理由なるものは、資料でも、実際私は事実によると、そうではない。なぜかといえば、昨日の委員会におきましても、御承知のように、なぜ監理委員会をつけておいても廃止しなければならない理由なるものは、資料によつていつなかつたのかどうか、どういうことを今までやつておいでになつたかというような点、それから会議を開き方その他についてあなた方は事実やれなかつたのか、例えば鈴木清秀さんが地下鉄の総裁と監理委員長を兼ねているが、兼ねてやれなかつたことを実を引受けたのかといふことであります。するとならば、重大な問題だと思ひます。この前のときには、金責任を負います。私は監理委員長として全責任を負いますと言つておつた。ところが今度、そのときには、決議案に反対をされた立場にあられることがありますから、私はいま少し質問をさせて、その後に又菊川君の動議を改めて動議を出されたその前に、また個々の委員に質問のあるかたがあると思ひますから、私はいま少し質問をさせます。菊川君が先ほど言つたように、今までの監理委員の業績に対しまして、十分である。而もそれを中心にして我々よく審議いたしまして、事実を認めましたので、あの当時の速記録も一遍実

に我々は審議すべきである。こう考えます。そういう点につきましての、まだ質問いたしましても私は少しく思ひます。何分にも会期が切迫しておりますので、従いまして只おなじみの如き御希望がござりまする今日でありますから、それを御含みの上、この議事進行の方法についてこれからお語りいたしたいと思ひます。それで若し鈴木委員におかれまして御異議がなければ、これからも「呼んでその証言を求めて、そして慎重に考えた上で態度を決定するのは、なぜかと申しますが、如何ですか。

○鈴木清一君 私はまだそれまで問題は……それ以上に質問して行くことが多分にあるわけです。先ほど委員長からも質問の要請をちよつと聞かれたようあります。なぜ監理委員会をつけておいても廃止しなければならない理由なるものは、資料でも、実際私は事実によると、そうではない。なぜかといえば、昨日の委員会におきましても、御承知のように、なぜ監理委員会をつけておいても廃止しなければならない理由なるものは、資料によつていつなかつたのかどうか、どういうことを今までやつておいでになつたかというような点、それから会議を開き方その他についてあなた方は事実やれなかつたのか、例えば鈴木清秀さんが地下鉄の総裁と監理委員長を兼ねているが、兼ねてやれなかつたことを実を引受けたのかといふことであります。するとならば、重大な問題だと思ひます。この前のときには、金責任を負います。私は監理委員長として全責任を負いますと言つておつた。ところが今度、そのときには、決議案に反対をされた立場にあられることがありますから、私はいま少し質問をさせて、その後に又菊川君の動議を改めて動議を出されたその前に、また個々の委員に質問のあるかたがあると思ひますから、私はいま少し質問をさせます。菊川君が先ほど言つたように、今までの監理委員の業績に対しまして、十分である。而もそれを中心にして我々よく審議いたしまして、事実を認めましたので、あの当時の速記録も一遍実

にいたしましても相当な大見得を切つたことは、委員長も御承知になつておつたことです。委員長も御承知になつておつたのでは大問題だ、議員の前に出て偽証を行なつたと言ふことにもならないと思います。恐らくそうでない……。

○鈴木清一君 そうすると鈴木委員の御希望は、質問をもつとしてから、今菊川委員の希望の人たちを呼んだほうがいいというふうな御意見であります。恐らく質問をさして頂きたいと思います。

○委員長(植竹春彦君) そうすると鈴木委員の御希望は、質問をもつとしてから、今菊川委員の希望の人たちを呼んだほうがいいというふうな御意見であります。恐らく質問をさして頂きたいと思います。

○鈴木清一君 私はいま少し質問する前に前提があるのであります。というのは、菊川君が先ほど質問いたしましたして、求められて前田委員からの御説明で了解されたから、あとの問題に入つたと思ふ。なぜ監理委員会をどうしても廃止しなく批評する段階に至つておらない今日このことを言つてはつきり出して頂きたいといふこと言つたのであります。けれども、それが残念ながら本日御答弁なさるといふ前田さんのお話でした。そのため、まだ満足しておらないのじやないか。

○衆議院議員(前田正男君) 私はいろとお話をありましたようですが、私自身の持つております具体的な資料と、それは勿論国有鉄道から、監理委員会の運営につきまして内閣に全然役に立たなかつたという点が國鐵に全然役に立たなかつたという点が考へてありますことは、監理委員会が今までどれだけ働いて来た、それが想つたかといふように申上げるわけであります。

○鈴木清一君 どうぞお尋ねして、菊川君が私と同じような考えでおられるときにおいて初めてこの問題を本当に

思つておるのであります、私たちはそういう具体的の問題しか……監理委員に法律上の無理を強いておりまして、そうしてこれだけの権限と責任を与えてやつているこの経営形態自身が、我々立法の責任の者といたしまして無理ではないかということから修正をいたしたいという考え方でやつておるのであります、具体的な例を述べて見たところで、それは私たちの立法当时からの疑問を解決する問題にならんと私たちは考えております。併しそれにつきまして皆さんがこの委員会の審議をされる立場からお聞きになると、いふことは、これは皆さんの自由でございまして、これ又皆様の決定せられることだと思ひます、私自身は監理委員会が役に立たないとか、或いは国鉄の改善のために何にもならなかつたとかということではなくて、この立法當時からの疑問は何ら解決していないし、現在立法当時のここに書いてあります、権限及び責任といふものは、この無報酬の名譽職のもので行くと、これは困難じやないか、ということを明瞭にしているのであります、この際もつと責任態勢を明確にする考え方から、国議員の一員といたしまして、立法上の欠陥を修正いたしたいと思つておつたというのもあります。

○菊川孝夫君 今の前田さんの御発言

を聞いておりましても、監理委員会を今度廃止しよう、こういうのであります

が、併し立法当時からいわゆる月給

をやらずにおいて、それからほかの仕事

事を兼ねさせているということを認め

ておつたというのはどうもいかんとい

うことになつて来ると、これは監理委員会無用論とはちよつと違つて参りま

す。従つて私たちは今度検討する、これは又あなたの言われるようなふうに一つ修正して行くということとも考えられて、いたしたいといふことをやつているこの経営形態自身が、我々立法の責任の者といたしまして無理ではないかということから修正をいたしたいといふ考え方でやつておるのであります、具体的な例を述べて見たところで、それは私たちの立法

当时からの疑問を解決する問題にならんと私たちは考えております。併しそ

れにつきまして皆さんがこの委員会の

審議をされる立場からお聞きになると、

いふことは、これは皆さんの自由でございまして、これ又皆様の決定せられ

ることだと思ひます、私自身は監理

委員会が役に立たないとか、或いは国

鉄の改善のために何にもならなかつた

とか、或いことではなくて、この立法

當時からの疑問は何ら解決していない

し、現在立法当時のここに書いてあり

ます、権限及び責任といふものは、この

無報酬の名譽職のもので行くと、いふこ

とは困難じやないか、ということを明瞭

にしているのであります、この際も

つと責任態勢を明確にする考え方か

ら、国議員の一員といたしまして、

立法上の欠陥を修正いたしたいと思つ

ておつたのが主なる原因であります。

○菊川孝夫君 今の前田さんの御発言

を聞いておりましても、監理委員会を

今度廃止しよう、こういうのであります

が、併し立法当時からいわゆる月給

をやらずにおいて、それからほかの仕

事を兼ねさせているということを認め

ておつたというのはどうもいかんとい

うことになつて来ると、これは監理委員会無用論とはちよつと違つて参りま

す。従つて私たちは今度検討する、これは又あなたの言われるようなふうに一つ修正して行くということとも考えられて、いたしたいといふことをやつているこの経営形態自身が、自由な立場におられるかたもあるわけであります、今の現在の監理委員が悪かつたということになれば、それについても、勿論今のお話通りにこれを過規定その他においてこれを変えると、いうようないなりの変え方、今度の経過規定その他のにおいてこれを変えると、いう方も検討しなければならんと思います。今のやつは悪かつたから、これを見つてしまふのだ、というようなことは、私は行過ぎではなかろうか。こういふ点を検討しなければならぬと思うので、あなたの言われる當時から見るところ、立法当時から月給をやらぬと思ふた、立法のときには、この月給をやらんといふことを無報酬でなしに正当な報酬を支える、このういうように変えるという行き方をござります。なお監理委員のかたべくといたしまして、この法律によつてこたつと責任態勢を明確にする考え方から、國議員の一員といたしまして、立法上の欠陥を修正いたしたいと思つておつたのが主なる原因であります。

○菊川孝夫君 今の前田さんの御発言についておつたのは、この人はたまつておつたのであります、それは皆さんの御意見でそちらに修正されるものと認めます。ちよつと速記をとめます。

○委員長(植竹春彦君) 議事の進行についておつたのは、この人はたまつておつたのであります、それは皆さんの御意見でそちらに修正されるものと認めます。ちよつと速記をとめます。

○委員長(植竹春彦君) 御異議ないも

のと認めましてさよう前に決定いたしました。それではこの法案の審議は次回の運輸委員会に譲りまして、他の法案の審議に移りたいと思ひます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(植竹春彦君) 御異議ないものと認めましてさよう前に決定いたしました。それではこの法案の審議は次回の運輸委員会に譲りまして、他の法案の審議に移りたいと思ひます。御異議ございませんか。

〔速記中止〕

○委員長(植竹春彦君) 速記を始めます。鐵道敷設法の一部を改正する法律案を議題に供します。質疑を開始いたします。

○衆議院議員(岡田五郎君) 菊川委員の御質問を承りますと、菊川

議員には、やつてないのじやないかと、よりやつてないのじやないかとい

うことになつたのは、私は監理委員に対してもお気の毒だと思います。そういう角度から検討する必要がある、ということを申上げています。監理委員にもつて少し懇談の機会を与えられたほうをいたしました。監理委員にもつて少し懇談の機会を与えられたほうが整理上いいのではないかと思いますが。

○衆議院議員(前田正男君) この提案理由には、やつてないのじやないかと解される、そういう存在になつて、併し今まで議決された事項も

あるということを私は知つております。おおむねそういうふうになつてあります。なお私たちにおきましても、勿論今のお話通りにこれを更に強化する、有給制にして兼職を禁止する、常勤にするというような、更に監理委員の中から総裁を任命するというような行き方について考えて見たらどうかといふうなことも私たちは検討いたしましたのであります。併しながら私は先ほど申上げました通り、公共企業体の経営方式につきましては、いろいろな方式がございまして、そういう方式でない方式もあるのであります。併し、而も我が国におきますする公共企業体とか、あるいは政府出資の銀行等によりまして、そういう形式をとつてない所が多いのであります、私は日本の実情に合いまして、日本の一般の民間業体に近いような方法がいいというふうにきめられているといふことを承知の上で任命に応じたのだろうといたしまして、この法律によつてこまでも我が国におきますする公共企業体の上に更に一步進めるということにいたしましたのであります、それは皆さんの御自由であると思ひます。

○委員長(植竹春彦君) 議事の進行について私からお詫びいたしましたと思ひます。如何でしょくか。先づ菊川委員の動議ですね、これについてお詫びいたしましたと思ひます。質疑のおありのかたは御発言を願います。

○高田寛君 そこで議事の進行について

委員もよく現下における鉄道建設の要望の熾烈なることと、又何とか鉄道建設をやりたいという御気持のほども推察できるのであります。又鉄道が独立採算制をとりまして、金の面において建設が遅々として進まないということにつきましても菊川委員もよく御承知のようであります。御承知のように昨年は非常に短かくはございましたが、釜石線の建設もやりました。二十六年度は御承知のように赤穂線、津軽線、篠山線の三線も建設される予定になつておるのでありますし、非常に少いとは言ひながら、建設が遅々として行われるのでございまして、先ほど菊川委員から御質問に連れましておつしやいましたように、建設の要望は非常に大きいのでございまして、そこでお尋ねのごとく財源を如何にするかという問題が起るのでございますが、私たち非常に懸念いたしておりますことは、国鉄が公共企業体になりまして独立採算制を建前といたしておるのであります。國鉄はややもいたしまするところ、採算制のみで建設をする、かよくな傾向になるのであります。かような見地からのみ鉄道が建設せらる場合には、鉄道の新線建設、本当に国土の総合開発という高い見地から行きましたとして、鉄道の新線を建設し、又これを計画すべきものが、ややもすると國鉄の独立採算制といちいちやな粹に縮め込まれまして、百年の大計を誤る虞があるのではないか、かようなことから考えまして、この財源関係につきましても、この敷設法の改正案の第四条の第三項にござりまするよう、「審議会ハ内閣總理大臣及関係各大臣ニ対シ新線建設ニ関シ建議スルコトヲ

得」、こういうことにいたしまして、敷設法の別表の改正、或いは別表の追加、或いは又具体的な面における新線建設ををして財政的緊急措置を講じて、政府をして財政的緊急措置を講じるよう建議させる意味合いを以ちまして、私は早急に建設審議会を設置すべきものである、かように考えておるような次第でございます。

○菊川孝夫君 審議会の委員の構成につきましては、第六条で大体はつきりいたしております。併しここで私考えなければならんことは、国会の常任委員会の指名というのも併せて考えなければならないと思うのであります。と申しますのは、実はアメリカのほうの議会運営を相当地々は取入れて常任委員会制度というものが持たれたと思ふのであります。ここに羅列してありますように政務次官、或いは事務次官そのほかのメンバーを見ましても、先ほど実は監理委員会の際にも思ふのが私はすつきりするのじやないか、又責任の所在というようになります。これは常任委員会がもつと動くということで以てこの審議会に代るというふうなことができないかどうか。これは法律上そういう点について御検討になつておられるかどうか。これは法律上そういうことはいけないのか、こういう点について御検討になつたがどうか。それを聞いて御伺いしたい点が第一点。第二点は、先ほど問題になりました監理委員会の轍を踏むような危険がないでもないと私は思うのですが、この点についてお伺いしたい点が第二点です。

○衆議院議員(岡田五郎君) 第一点の両議院におけるこの運輸常任委員会との関係と、この審議会との関係についての御質問のようござりますが、御承知のように国有鉄道の建設はこの敷設法によらなければならぬ。この敷設法の別表に定められたものでなければならないというふうに思ひます。そうなつて来ますと、本委員会

において今問題になりました監理委員会と同じようなことになる危険が極めて多いと思うのです。学識経験者、或いは鐵道建設に対する経験を有する者ということをございますが、これらの中には、こういう該當者は私は国会の議員の中にもたくさんあり、特に本委員会においてはそくいうような連中がたくさんあると思う。我々のようなものは別といたしまして、ほかにたくさんおられると思うので、この常任委員会の活用ということにつきましては、まだこの常任委員会制度というものが持たれていたときに、衆議院及び参議院の専門的なこの常任委員会におきまして十分審議いたしました。先ほど申上げました、別表に新たに追加する場合は議会の協賛を経なければならぬ。この協賛を経る場合に私は認めを手えるわけでございます。又、政府をして財政的緊急措置を講じるよう建議させる意味合いを以ちまして、内閣總理大臣は勿論、大蔵大臣或いは運輸大臣に建議いたしました。臣或いは運輸大臣に建議いたしましたが、運輸大臣が行政事項として認可を手えるわけでございます。又、既に常任委員会として認められました。別表に新たに追加することで運輸大臣が認可を申請いたしました。この協賛を経なければならぬ。この協賛を経る場合に私は認めを手えるわけでございます。又、常任委員会におきまして十分審議いたしましたが、運輸大臣が認可を手えるわけではありません。そこで運輸大臣が行政事項として認められました。別表に新たに追加することで運輸大臣が認可を申請いたしましたが、運輸大臣が行政事項として認められました。別表に新たに追加することで運輸大臣が認可を申請いたしましたが、運輸大臣が行政事項として認められました。

（後略）

うな委員会といふものを受けられた後、の又事新らしい発展のために受けられるというならば解消ができるのです。が、そうした点についてはいささかも触れておらないし、又そうしたことは今まで出されたことがないのにかかわらず、殊更にここにおいて審議委員会なるものを設けて、新らしいことを作るために設ける。例えば具体的に今新らしく作らなければならぬといふことができる。それを中心にして始めて行くということであるならば大体わかるのでありますけれども、そうしたものができないのにかかわらずまだそれが議論もないのにかかわらず、殊更に委員会を設けて行かなければならぬかということは先ほど菊川君が言われたように、政府では審議会なんといふものは成るべく削除しようといふよな方針をかねて発表されておるにもかかわらず設けて行くほど必要性があるかないかといふことを私はお聞きしております。それと同時にその中で、國鉄の中で独立採算制を本当に考えられる場合に、戦時に政府が買収した現在の線路を払下げなければならない、本当に國家が經營するところの公企業体のものであるとしたならば、特に独立採算制を唱えられるならば本来の鉄道法の改正といふものも出て来ないかも知れないだらうし、コーポレーションをおより以上強化するといふ点が現われて来べきであるにもかかわらずそうちした点が一つも現われて來ない。逆にこれを逆行するような結果が現われておるのでありますから本当に、真に鉄道を思われて、又公共企業性を思われてこういう問題が出て来るのだといふふうに解釈がなか／＼我々

につかないのです。この点をお尋ねいたします。たわけなんござります。○衆議院議員（岡田五郎君）私は先ほど菊川委員からい／＼とお話をありましたように鉄道出身でもございます、又国会議員いたしまして國鉄の形式はどういう形式をとるかといふことにつきましては又い／＼と皆さんがたと意見の一致する点がありますし、又一致いたさん点もあると思うのであります。が、一面又日本の国土を思う一人でございます。何といいまして國全体の経済の再建と、このあります余つた、溢れた人口の対策といふよう見地からすれば、できるだけ広く土地を有効に利用できるようになります。が、一方御承知のように國鉄は独立採算制をとつております。一方新線は大抵の建設の緊急性と重要性を強く認識いたしておる一人でござります。ところが一方御承知のように國鉄は独立採算制をとつております。一方新線は大抵不採算制で、採算がとれるような線は今年度認められました津軽線とか赤穂線とか、一キロそこ／＼の雀川線といふような極く限られた線にとどまると言えられます。かような見地から見まして、而も提案理由にも御説明申上

議会の権威に基きまして政府を動かさせる、かようなことが私は最も必要である、この鉄道の行き方のみに任せ、文運輸大臣の行政手腕のみにとす、又国会議員いたしまして國鉄のいつちや言葉が悪いのであります。が、依存しておつたのではこの緊急にして重要な建設線が強力に進められなれどござりますが、ただ発達の形式はどういう形式をとるかといふことにつきましては又い／＼と皆さんがたと意見の一致する点がありますし、又一致いたさん点もあると思うのであります。が、一面又日本の国土を思う一人でござります。何といいまして國全体の経済の再建と、このあります余つた、溢れた人口の対策といふよう見地からすれば、できるだけ広く土地を有効に利用できるようになります。が、一方御承知のように國鉄は独立採算制をとつております。一方新線は大抵の建設の緊急性と重要性を強く認識いたしておる一人でござります。ところが一方御承知のように國鉄は独立採算制をとつております。一方新線は大抵不採算制で、採算がとれるような線は今年度認められました津軽線とか赤穂線とか、一キロそこ／＼の雀川線といふような極く限られた線にとどまると言えられます。かのような見地から見まして、而も提案理由にも御説明申上

議会の権威に基きまして政府を動かさせる、かのようなことが私は最も必要である、この鉄道の行き方のみに任せ、文運輸大臣の行政手腕のみにとす、又国会議員いたしまして國鉄のいつちや言葉が悪いのであります。が、依存しておつたのではこの緊急にして重要な建設線が強力に進められなれどござりますが、ただ発達の形式はどういう形式をとるかといふことにつきましては又い／＼と皆さんがたと意見の一致する点がありますし、又一致いたさん点もあると思うのであります。が、一面又日本の国土を思う一人でござります。何といいまして國全体の経済の再建と、このあります余つた、溢れた人口の対策といふよう見地からすれば、できるだけ広く土地を有効に利用できるようになります。が、一方御承知のように國鉄は独立採算制をとつております。一方新線は大抵の建設の緊急性と重要性を強く認識いたしておる一人でござります。ところが一方御承知のように國鉄は独立採算制をとつております。一方新線は大抵不採算制で、採算がとれるような線は今年度認められました津軽線とか赤穂線とか、一キロそこ／＼の雀川線といふような極く限られた線にとどまると言えられます。かのような見地から見まして、而も提案理由にも御説明申上

議会の権威に基きまして政府を動かさせる、かのようなことが私は最も必要である、この鉄道の行き方のみに任せ、文運輸大臣の行政手腕のみにとす、又国会議員いたしまして國鉄のいつちや言葉が悪いのであります。が、依存しておつたのではこの緊急にして重要な建設線が強力に進められなれどござりますが、ただ発達の形式はどういう形式をとるかといふことにつきましては又い／＼と皆さんがたと意見の一致する点がありますし、又一致いたさん点もあると思うのであります。が、一面又日本の国土を思う一人でござります。何といいまして國全体の経済の再建と、このあります余つた、溢れた人口の対策といふよう見地から見まして、而も提案理由にも御説明申上

議会の権威に基きまして政府を動かさせる、かのようなことが私は最も必要である、この鉄道の行き方のみに任せ、文運輸大臣の行政手腕のみにとす、又国会議員いたしまして國鉄のいつちや言葉が悪いのであります。が、依存しておつたのではこの緊急にして重要な建設線が強力に進められなれどござりますが、ただ発達の形式はどういう形式をとるかといふことにつきましては又い／＼と皆さんがたと意見の一致する点がありますし、又一致いたさん点もあると思うのであります。が、一面又日本の国土を思う一人でござります。何といいまして國全体の経済の再建と、このあります余つた、溢れた人口の対策といふよう見地から見まして、而も提案理由にも御説明申上

「[異議なし]と呼ぶ者あり」

○委員長(植竹春彦君) じや御異議な
いものと認めます。法務委員会理事伊
藤修君。

○委員外議員(伊藤修君) 会期も非常
に切迫いたしております。貴重な時間
でありますから、簡単に私の発言の
趣旨を申上げます。

運輸委員会及び法務委員会の連合委
員会における質疑の結果、次の六点に
ついて、自動車抵当法案及び道路運送
車両法案の二法案中、それとも修正し
たいという希望を申上げて置きたいと
思います。

第一点といたしまして、抵当権者保
護のため、抵当権の効力として、一種
の追及権につき規定を設けること、そ
れは抵当権の追及力について、それら
のものが、第三者に引渡された後も、
抵当権の効力が及ぶ旨の規定を設ける
必要があると思うのであります。第二
点といたしまして、道路運送車両法第
十五条第一項第一号中の自動車の用途
廃止の規定はその表現を自動車の効用
喪失の字句に改める必要があると思う
のであります。第三点は抵当法第十七
条中に車両法第十五条第一項第一号の
適用あることに対する、これは先に
申上げました車両法の十五条の第一項
第一号を左の趣旨に改める関係上、こ
の抵当法の第十七条の適用を受けるよ
うに修正いたしたいと、かように考
えております。第四点は抵当権の実行に
関するすべての事項を施行細則の規則
に委任することなく、本法中に少くと
も原則的規定を設ける必要があると思
うのであります。

第五点といたしまして、抵当権者に
損害を加うる目的で目的物を滅失し、

毀損し又は変質する等抵当権の実行を
困難ならしめる行為につき罰則を設け
る必要があると思うのであります。第六
点といたしまして、抵当権制度を設
けた第三者の権利保護を図りたいと思
うのであります。

以上の点に関する理由は前二回の連
合委員会において述べた通りであつ
て、自動車抵当制度の特質から特に立
法上考慮を加える必要があると確信す
る次第であります。併し右の法案につ
いては会期切迫しておる際のことであ
りますから、抵当権制度については經
済界の金融促進の事情も考慮し、第二
点第三点、第四点については政府委員
会の連合委員会における答弁の趣旨につ
いては、私としては了解が未だできな
いのであります。併しこの点を今日私
から委員会の各位に強くお訴えして、
本国会において修正するということに
なりますれば、相当の手数もかかるこ
とでありますし、或いは不可能である
かも考えられます。併し我々といた
しましては、少くともかような画期的
な法律を作る場合におきましては、先
に申上げましたごとく、少くとも私
たちの努力によつて完璧を期したい、
かように考えておる次第であります。

（市町村長及び都道府県知事に対
する機関委任の制度を廃止するこ
と。）

昭和二十六年五月二十五日
地方法務委員長植竹春彦殿

四、旅客軽車輛運送事業に関する事
務は市町村、貨物軽車輛運送事業

に関する事務は都道府県の事務と
する。

三、自動車運送取扱事業の登録及び
監督並びに自家用自動車の規制に
関する事務は、都道府県の事務と
する。

四、道路運送法案において、主務大
臣、陸運局長及び都道府県知事の権
限とされている事項は、現行道路運
送法とほぼ同様であつて、行政事務

の再分配に関する地方行政調査委員
会の勧告は毫も顧みる所がないよ
うに思われる。地方行政委員会は、行
政事務の対象となる事業の地域性、
道路行政、地方産業及び住民の利害
等の関係並びに国と地方公共団体相
互の事務の再分配の趣旨等の見地よ
り、この際現在主務大臣の権限とさ
れている事項を大幅に地方公共団体
に移譲するのが適当と考える。よつ
て貴委員会におかれでは、概ね次の

諸点について、法案の修正その他適
切な措置をとられるよう特段の御配
慮を煩わしたい。

一、自動車運送事業について、二

以上の都府県にわたるものをお除き、
員各位におかれましては、どういうよ
うな御配慮を賜わるということをお願
いをいたしたいと思うのであります。
○委員長(植竹春彦君) 私は地方
行政委員会の全員を代表いたしまし
て、本委員会の皆さんがたにお願いに
上つたのでございます。それは、昨日
地方行政委員会におきまして、会議を開
きました。要望書を全会一致で議決
いたしました。そうして私から運輸委
員長のお手許まで要望書を差出しまし
た。その趣旨は、恐らく二回に亘りま
して当運輸委員会と地方行政委員会と
連合委員会を開いて頂きまして、道路
運送法につきまして共同の審議をお願
いをいたしたのでございました。そのと
きに各委員から開陳いたしましたよう
に、この道路運送法案の内容が、新憲
法に基きまして地方自治を充実し、拡
大し確立いたしまするために、シャウ
ブ博士等が見えまして地方税その他の
税に当たりまして勧告を出され、それに
附隨いたしまして地方自治の再分配を
是非ともしなければならん。それには
成るべく一般国民の手近なところを地
方公共団体にやらせなければならん
といふ勧告が出たことは皆さん御承知
の通りであります。又その事務の再配
分をいたしますために地方行政調査委
員会議というものが総理府の外局とし
てできまして、そろそろその再配分を
研究いたしました。そして内閣及び國
会に提出して参りました。その調査
委員会議の勧告のこの道路運送法案と
の一連の道路運送車両事業に関する勧
告の内容と、この道路運送法案その他
の法案の内容が非常に違つておるので
あります。つまり従来の道路運送法の

内容と殆んど同じであります。折角

の勧告が全然顧みられていないとい
うような結果なのであります。それで連
合委員会にも議長である神戸氏が参り
ますから、皆さんのがたに慎重御審議
をお願いいたしまして、是非ともこの
勧告の線に成るべく沿つたようにこの
法案を直して頂きたい、そして地方自
治の内容が豊富になりますように、又

いままでこの法案は憲議であると
ます。そういうような次第でござ
りますから、皆さんのがたに憲議御審議
をお願いいたしまして、是非ともこの
法案を直して頂きたい、そして地方自
治の内容が豊富になりますように、又

今までこの法案は憲議であると
ますから、皆さんのがたに憲議御審議
をお願いいたしまして、是非ともこの
法案を直して頂きたい、そして地方自
治の内容が豊富になりますように、又

○小酒井義男君 私は討論に入る前

富な農林産物輸送の増大と住民の受けた恩澤のみにとどまらず又宮崎県の政治、経済、文化、産業の進展に寄與するところが大きいから、速かに鉄道敷設の実現を期せられたいといふのであります。請願第千七百八十五号志布志線鉄道延長に関する請願、請願の要旨は、国鉄志布志線の延長工事は今なお実施されないため、宮崎県南部一市十一箇町村は県の中央から孤立状態にあり、交通は勿論、南九州総合開発実施上の一大障害となつてゐる。なお同地方は豊富な森林資源に恵まれ、一方油津港を初め多数の商漁港が点在してあるが、県中央との連絡及び輸送はトランクによるほかない実情であるから、産業振興、県政進展の見地からも敷設工事を速かに着手せられたいといふのであります。請願第千七百八十六号日の影、高森西駅間鉄道敷設促進に関する請願、請願の要旨は、日豊線延岡より分岐する日の影線は、日の影を起点としているため、本線路の使命を十分に發揮できない実情にあるから、沿線の豊富な鉱物資源及び林産資源を開発し、地方産業の振興と文化の向上を図るために、高森間の鉄道敷設を速かに実現せられたいといふのであります。請願第千七百八十七号日向長井、三重町西駅間鉄道敷設促進に関する請願、請願の要旨は、現在の日豊線市棚、重岡間は、トンネルと急峻配が緩かな上に、距離的にも時間的にも相当短縮され、更に林産物の宝庫と言われる沿線地区開発に寄与するところが極めて大きいから、これを速かに実現すると共に、これを機会に輸送力

増大のため日豊線を電化せられたいといふのであります。請願第千九百八十九号荒海駅、滝の原間鉄道敷設促進に関する請願、請願の要旨は、國鉄会津線の延長工事中、荒海駅、滝の原間の敷設は、奥会津の森林及び地下資源の開發上緊急を要するものであるが、予定工事の三分の一を終了したまま中止になつてゐるから、之が敷設工事を速かに実現せられたいといふのであります。請願第二千十七号横須賀線を三崎まで延長の請願、請願の要旨は、三浦半島の三崎港を中心として半島各地で产出する水産物及び農産物の輸送機関はトランクのみであり、又年間三百六十万に達する観光客の輸送も国鉄線が延長されないと解決できない現状であるから、速かに横須賀線を三崎まで延長せられたいといふのであります。

陳情第三百十五号四国循環鉄道敷設促進に関する陳情、陳情の要旨は、四国循環鉄道は、徳島県牟岐より高知県東岡野生より高知県窪川町に至る間及び吉野生より愛媛県宇和島より宿毛、中村を経て窪川町に至る間の鉄道敷設によつて完成するから、國家再建の重要な役割を果す四国の総合開発促進のために、本鉄道の速くなる全通を実現せられたいといふのであります。請願第千七百八十七号日向長井、三重町西駅間鉄道敷設促進に関する請願、請願の要旨は、現在の日豊線市棚、重岡間は、トンネルと急峻配が緩かな上に、距離的にも時間的にも相当短縮され、更に林産物の宝庫と言われる沿線地区開発に寄与するところが極めて大きいから、これを速かに実現すると共に、これを機会に輸送力

は農林産物を大量に生産移出しているが、消費地直送の貨車を輸送する宇野、高松間の貨車航送力が不十分があるので、本州向貨物の滞留から当港に駅を設置し、運賃通算制を実施せられたいといふのであります。請願第千九百三十四号伊集院、上伊集院両駅間に簡易停車場設置の請願、請願の要旨は、鹿児島県上伊集院村地内にある国鉄鹿児島線の上伊集院駅は、村の東北端に位置するたまに、村の中央部にある村政の各機関や商店を経て、岩宿、国定六、八キロの間に停留所がないため、この間の住民が非常に困つてゐるから停留所を設置せらるべきであります。

請願第千五百八十一号六日町、五日町西駅間に停車場新設の請願、請願の要旨は、新潟県五十沢村、城内村、大巻村は、農林産物等の搬出駅である六日町駅、五日町駅まで四キロ乃至十五キロあり、部落民の不便損失は甚大であるから、六日町駅、五日町駅の中間にある大巻村地内に停車駅を新設し、交通の便を図られたい、なお降雪期間中は、鉄道除雪人夫のため二日町（庄の又鉄橋附近）に除雪人夫専用の昇降場を設置せられたいといふのであります。小委員会におきましては、審議の結果願意を妥當と認めました。請願第千七百十九号、陳情第三百五十号浜田港に駅新設の請願及び陳情、請願及び陳情の要旨は、浜田商港は、山陰地方においては境港を凌ぐ良港であるが、西浜田駅からの臨港線が非常業線であるため貨物運賃は打切り計算となり、非常に割高であり、貨物の誘致にも支障を来たしていります。請願第千九百八十九号荒海駅、滝の原間鉄道敷設促進に関する請願、請願の要旨は、國營バス路線を亘理町に延長するのを実施せられたいといふのであります。請願第千九百三十四号伊集院、上伊集院両駅間に簡易停車場設置の請願、請願の要旨は、藤尾、東根両村は、養蚕村として県下随一とされてゐるが、交通不便で八キロ乃至六キロ出られないといふのであります。小委員会におきましては審議の結果、願意を妥當と認めました。請願第千九百三十四号伊集院駅間に簡易停車場設置の請願、請願の要旨は、鹿児島県上伊集院駅は、村の東北端に位置するたまに、村の中央部にある村政の各機関や商店を経て、岩宿、国定六、八キロの間に停留所がないため、この間の住民が非常に困つてゐるから停留所を設置せらるべきであります。

請願第千三百十五号明石、相生西駅間鉄道電化促進に関する請願、請願の要旨は、明石、相生西駅間の鉄道電化は、沿線市町村民の待望しているところであり、近時京阪神方面への定期通勤者もます／＼増加して、朝夕のラッシュ・アワーの混雑は精神的、肉体的の疲労ばかりでなく、危険を感じる状態であるから、速かに明石

相生両駅間の電化を図られたいといふのであります。以上三件はいずれも鉄道の電化に関するものであります。小委員会におきましては、審議の結果地方の実情を考慮して、願意を妥当と認めました。請願第六百四十二号横須賀港改修工事施行に関する請願、横須賀港は昭和二十三年開港の指定を受けて商港として十二分に活用しているが、最近世界情勢の変遷に伴つて横浜入港船舶が当港へ回航せられるものも相当あり、港湾施設不十分のためにこれが受け入れ不能の場合多く、速かに第二岸壁を建造せられると共に上屋、物揚場等諸施設を設置せられたいというのであります。政府においても昭和二十三年度以来一万屯級岸壁の建造を推進し、今年度を以て一応完成する予定であり、大型岸壁建造については横浜港の港情と比較検討中で尙上屋物揚場についてもその趣旨に副うよう努力するとのことであります。願意は妥当であると認めました。請願第千六百六十八号、桜島火山観測所設置に関する請願、火山変動の予知による災害防止と民心の安定を講ずるため桜島に火山観測所を設置せられたいとのであります。政府当局でも財政の許す限り早期に実施するとのことであります。願意は妥当であると認めました。請願第二千五十五号釧路地区鉄道改良実施促進に関する請願、請願の主旨は釧路市地区の鉄道改良計画は、昭和二十一年度より数度の実施調査に基き改良工事の必要性を認められないのであるが、その後諸種の実情のため今まで延期せられているが、現状は一日も遷延を許さないものがあるか

ら、速かに実施促進を図られたいといふのであります。小委員会におきましては、審議の結果地方の実情を考慮して、願意を妥当と認めました。陳情第三百三十三号、機帆船燃料油の増配に関する陳情、弱少企業である機帆船に対して燃料油の増配と石炭輸送の全面的許可等の実現を図られたいとの陳情であります。政府当局では四月一日以降石油行政管理権の日本政府に対する委譲、並びに二十六年度石油及重油輸入量の増加に対する見通しがつき、四月分は一万升に増量し、五月以降についても逐次その重量に近い割合を行つて予定で、従つて石炭輸送の制限は四月以降全面的に廢止することになつてゐるとのことです。願意は妥当であります。と認めました。陳情第二百三十九号、長崎県における離島航路改善の陳情、長崎県は全国屈指の海岸線と幾多の離島を擁して特殊な地理的要条件下にあるため経済振興並びに民生安定の点からして離島航路改善に特別に考慮せられたいとのであります。願意は妥当であると認めました。請願第百九十一号、船川港存続に関する陳情、運輸省の整理方針によつて船川特定港が廃止される由であるが当港は秋田は妥当であると認めました。陳情第三百九十一号日本国有鉄道法第一三六〇号日本国請願及陳情、請願第一三六〇号日本國議会の議員兼職に關するものでありまして、請願の陳情の要旨は現行法の第二十六条を改正して、地方議会の議員兼職を認めてほしいうのであります。小委員会におきましては、審議の結果願意を妥当と認めました。請願第千三百七十七号電気保安法案中一部修正に関する請願、請願の要旨は、鐵軌道事業における電気施設は、運輸の安全、保安の確保、輸送の円滑迅速を目的としているものであるから、運輸の陳情、陳情第三百三十四号日本海水は、昭和二十一年度より数度の実施調査に基き改良工事の必要性を認められないのであるが、その後諸種の実情のため今まで延期せられているが、現状は一日も遷延を許さないものがあるか

と認めました。陳情第四百十四号日本海中部外二基地に海上保安庁救命艇地設置の陳情。北海道の沿岸海域は象、海況の急激著しく海難発生は全國の約二十パーセントを示しております。本道には救難船基地十ヶ所設置されてい、日本海中部、オホツク海東部、太平洋東部には救難所の設備がないため、これら基地に対し救命艇基地を設置せられたいとのであります。願意は妥當であると認めました。請願第千七百六十四号、港湾法中一部改正に關する請願、四百二十三号、刈田港建設費地元負担額輕減に関する陳情、本港は港湾法により重要港に指定され、瀬戸内海に面する唯一の築堤岸積出港として目下拡張工事が続けられてゐるが、建設費の五十パーセント地元負担を軽減せられたいとの陳情であります。現行港湾法の改正を必要とし願意は妥当と認めました。

以上請願二十八件陳情十三件は、審議の結果、いずれも議院の會議に付し、内閣に送付するを妥当と認めました。次に請願第九十九号、陳情第百九号日本国有鉄道法中一部改正に關する請願及び陳情、請願第一三六〇号日本國議会の議員兼職に關するものであります。請願の陳情の要旨は現行法の第二十六条を改正して、地方議会の議員兼職を認めてほしいうのであります。小委員会におきましては、審議の結果願意を妥当と認めました。請願第千三百七十七号電気保安法案中一部修正に関する請願、請願の要旨は、鐵軌道事業における電気施設は、運輸の安全、保安の確保、輸送の円滑迅速を目的としているものであるから、運輸の陳情、陳情第三百三十四号日本海水は、昭和二十一年度より数度の実施調査に基き改良工事の必要性を認められないのであるが、その後諸種の実情のため今まで延期せられているが、現状は一日も遷延を許さないものがあるか

と認めました。陳情第四百十四号日本海中部外二基地に海上保安庁救命艇地設置の陳情。北海道の沿岸海域は象、海況の急激著しく海難発生は全國の約二十パーセントを示しております。本道には救難船基地十ヶ所設置されてい、日本海中部、オホツク海東部、太平洋東部には救難所の設備がないため、これら基地に対し救命艇基地を設置せられたいとのであります。願意は妥當であると認めました。請願第千七百六十四号、港湾法中一部改正に關する請願、四百二十三号、刈田港建設費地元負担額輕減に関する陳情、本港は港湾法により重要港に指定され、瀬戸内海に面する唯一の築堤岸積出港として目下拡張工事が続けられてゐるが、建設費の五十パーセント地元負担を軽減せられたいとの陳情であります。現行港湾法の改正を必要とし願意は妥当と認めました。

以上請願二十八件陳情十三件は、審議の結果、いずれも議院の會議に付し、内閣に送付するを妥当と認めました。次に請願第九十九号、陳情第百九号日本国有鉄道法中一部改正に關する請願及び陳情、請願第一三六〇号日本國議会の議員兼職に關するものであります。請願の陳情の要旨は現行法の第二十六条を改正して、地方議会の議員兼職を認めてほしいうのであります。小委員会におきましては、審議の結果願意を妥当と認めました。請願第千三百七十七号電気保安法案中一部修正に関する請願、請願の要旨は、鐵軌道事業における電気施設は、運輸の安全、保安の確保、輸送の円滑迅速を目的としているものであるから、運輸の陳情、陳情第三百三十四号日本海水は、昭和二十一年度より数度の実施調査に基き改良工事の必要性を認められないのであるが、その後諸種の実情のため今まで延期せられているが、現状は一日も遷延を許さないものがあるか

〔速記中止〕

○委員長（植竹春彦君）速記を始めます。小委員長の報告に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（植竹春彦君）御異議ないものと認めます。

それでは本日はこれにて散会いたします。

以上御報告いたします。

○委員長（植竹春彦君）速記を止めます。

宜並びに事務の簡素合理化を図るために、ターミナル利用による科学的検索法を研究中とのことで願意は妥当であると認めました。以上請願四件、陳情三件は審議の結果、いずれも議院の會議に付するを要し、内閣に送付するを要しないものと決定いたしました。

地元負担額軽減に関する陳情、本港は港湾法により重要港に指定され、瀬戸内海に面する唯一の築堤岸積出港として目下拡張工事が続けられてゐるが、建設費の五十パーセント地元負担を軽減せられたいとの陳情であります。現行港湾法の改正を必要とし願意は妥当と認めました。

以上請願二十八件陳情十三件は、審議の結果、いずれも議院の會議に付し、内閣に送付するを妥当と認めました。次に請願第九十九号、陳情第百九号日本国有鉄道法中一部改正に關する請願及び陳情、請願第一三六〇号日本國議会の議員兼職に關するものであります。請願の陳情の要旨は現行法の第二十六条を改正して、地方議会の議員兼職を認めてほしいうのであります。小委員会におきましては、審議の結果願意を妥当と認めました。請願第千三百七十七号電気保安法案中一部修正に関する請願、請願の要旨は、鐵軌道事業における電気施設は、運輸の安全、保安の確保、輸送の円滑迅速を目的としているものであるから、運輸の陳情、陳情第三百三十四号日本海水は、昭和二十一年度より数度の実施調査に基き改良工事の必要性を認められないのであるが、その後諸種の実情のため今まで延期せられているが、現状は一日も遷延を許さないものがあるか

と認めました。陳情第四百十四号日本海中部外二基地に海上保安庁救命艇地設置の陳情。北海道の沿岸海域は象、海況の急激著しく海難発生は全國の約二十パーセントを示しております。本道には救難船基地十ヶ所設置されてい、日本海中部、オホツク海東部、太平洋東部には救難所の設備がないため、これら基地に対し救命艇基地を設置せられたいとのであります。願意は妥當であると認めました。請願第千七百六十四号、港湾法中一部改正に關する請願、四百二十三号、刈田港建設費地元負担額軽減に関する陳情、本港は港湾法により重要港に指定され、瀬戸内海に面する唯一の築堤岸積出港として目下拡張工事が続けられてゐるが、建設費の五十パーセント地元負担を軽減せられたいとの陳情であります。現行港湾法の改正を必要とし願意は妥当と認めました。

政府委員 前田 正男君

運輸省港
湾局長

石川 昭正君

運輸省鉄道監督
局國有鐵道部長

黒田 静男君

運輸省自動車
局整備部長

佐竹 達二君

運輸省自動車
局總務課長

斎藤 博君

事務局側

常任委員 岡本 忠雄君

常任委員 古谷 善亮君

会專門員 会專門員

五月二十六日本委員会に左の事件を付託された（予備審査のための付託は三月三十日）

- 一、道路運送法案
- 一、自動車抵当法案
- 一、自動車抵當法施行法案
- 一、道路運送車両法
- 一、道路運送車両法施行法案

昭和二十六年七月十九日印刷

昭和二十六年七月二十一日發行

參議院事務局

印刷者　印刷所